

# 仕様書

「恐怖記憶を支える前頭前野の全神経細胞解読と制御」の研究支援業務  
に係る労働者派遣契約

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1. 件名 「恐怖記憶を支える前頭前野の全神経細胞解読と制御」の研究支援業務に係る労働者派遣契約

2. 目的

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「QST」という。）量子生命科学研究所では、量子論・量子技術と生命科学を融合するための研究開発を行っている。

本仕様書は、量子生命科学研究所・量子再生医工学研究チームの揚妻主幹研究員が推進する研究課題「恐怖記憶を支える前頭前野の全神経細胞解読と制御」（以下「本課題」という。）の進展にあたり、研究支援業務に従事する労働者の派遣を行うものである。

3. 業務内容

量子生命科学研究所・量子再生医工学研究チームにおいて推進する本課題をサポートする業務として、以下を行う。

- (1) 本課題の推進に関わる脳神経活動計測やそれに関連するデータの管理と解析
- (2) 本課題の推進に関わる動物実験やその為の動物の維持管理
- (3) 本課題の推進に関わる物品購入対応等
- (4) 本課題の推進に関わる出張申請、旅費精算
- (5) その他本課題の推進に関わるに係る業務、庶務等、上長が必要と判断する業務

上記、密接不可分・一体的に行われる付随業務で、派遣労働者の就業場所において自他の業務に関わりなく派遣労働者の業務とされているもの。なお、付随的業務の作業割合については、休憩時間を除く通常の就業時間の1日または1月の就業時間の3割以下とする。

4. 必要な資格等

- (1) 修士課程修了以上であり、モデル動物であるマウスを用いた実験における基本となる手技を有する者。
- (2) マウスの飼育・管理の経験を3年以上有し、繁殖や系統維持等の対応が可能な者。
- (3) マウス行動実験や脳活動計測、そしてそのための手術など、モデル動物を用いた実験に関する新たな技術の習得に高い意欲を持ち、マウス前頭前野への各種蛍光指示薬等の正確な投与や、マウス前頭前野における2光子イメージングに向けた外科的手術が実施可能でありかつ経験が半年以上ある者。
- (4) 培養細胞など細胞を用いた実験において3年以上の経験がある者。
- (5) 各種データ管理・統計学に精通し、各種アプリケーションソフト（Word、Excel、Power Point等）の操作が可能であり、3年以上の業務経験を有すること。またそれを使った実験データ管理の実務経験が半年以上あること。

- (6) 生命科学に関する内容を取り扱う環境で半年以上の連続した実務経験があり、上記のスキルを本課題においても遺憾なく発揮することができること。
- (7) プログラミング等のデータ解析に関するあらたな技術の習得にも意欲的に取り組むことが出来る者。
- (8) 社会人として一般的なビジネスマナーを習得しており、他者と協調して意欲的に業務に従事できる者。
- (9) 民間企業や公的機関にて物品発注等の事務業務の実務経験を有すること。

## 5. 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度

役職を有さない

## 6. 就業場所

〒263-8555 千葉県千葉市稻毛区穴川 4-9-1

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

量子生命科学研究所 量子生命医工グループ 量子再生医工学チーム

## 7. 組織単位

量子生命科学研究所 量子生命医工グループ 量子再生医工学研究チーム

## 8. 指揮命令者

量子生命科学研究所 量子生命医工グループ グループリーダー

## 9. 契約期間、業務時間、人員

### (1) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日

### (2) 業務時間

- 週 3 日（各日 10:00～16:00（休憩時間 12:00～13:00））
- 業務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日）、その他 QST の指定する日を除き、月曜日から金曜日の範囲で、前月末日までに QST と調整する。必要に応じて、業務時間外であっても業務を実施する場合がある。なお、業務時間外の労働の対価は、別途精算払いを行う。

### (3) 人員

1 名

※派遣労働者が不測事態により業務に従事できず、業務に支障を及ぼすと認められる場合は交代要員を配置させる等、QST 職員との協議の上、必要な処置を講じること。

## 1 0. 派遣先責任者

千葉管理部 庶務課 課長

### 1 1. 派遣労働者を派遣元における無期雇用者もしくは 60 歳以上の者に限定するか否かの別

- ・ 派遣労働者を「無期雇用派遣労働者に限定しない」
- ・ 派遣労働者を「60 歳以上の者に限定しない」

### 1 2. 服務等

- ・ 一般健康診断については、派遣元が負担、特殊健康診断については、QST が負担する。
- ・ 派遣労働者は、更衣室を利用できる。
- ・ 派遣労働者は、業務上知り得た情報を、QST の許可なしに第三者に漏らし、又は利用してはならない。また、業務遂行上で得られた特許等知的財産権は、QST に属するものとする。
- ・ QST への通勤は、公共交通機関を利用することとし、車通勤は認めない。

### 1 3. 提出書類

「指揮命令者」及び「派遣先責任者」に各 1 部ずつ提出すること。

- (1) 仕様書「4. 必要な資格等」に定める資格要件等を有することを証明する資料（派遣開始前までに）
- (2) 労働者派遣事業の許可証（写）（契約後）
- (3) 派遣元の時間外休日勤務協定書（写）（契約後）
- (4) 派遣元責任者の所属、氏名、電話番号（契約後及び変更の都度速やかに）
- (5) 派遣労働者の氏名等を明らかにした労働者派遣通知書（契約後及び変更の都度速やかに）
- (6) 派遣労働者の社会保険、雇用保険の被保険者資格の取得を証する書類（契約後及び変更の都度速やかに）  
※届出日付または取得日付を含む。ただし、不要な個人情報は黒塗りとすること。
- (7) 派遣先管理台帳（月次）
- (8) その他契約上必要となる書類

※上記（4）の書類には、派遣する労働者の氏名及び性別の記載を含むこと（派遣する労働者が 45 歳以上である場合はその旨（60 歳以上の場合はその旨）、18 歳未満である場合にあっては、年齢を記載すること）。また、派遣する労働者についての健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の被保険者資格取得届の提出の有無に関する記載及び派遣元において無期雇用であるか否かの別、協定対象派遣労働者に限定するか否かの別についての記載を含むこと。

### 1 4. 検査

毎月履行完了後、QST 職員が、所定の要件を満たしていることを確認したことをもって検査合格とする。

#### 15. その他

- (1) 派遣期間終了後、派遣労働者を直接雇用する場合は、事前に派遣元に通知するものとする。
- (2) 派遣元は、QST が量子科学技術の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会に求められていることを認識し、労働者派遣法を始めとする法令のほか QST の規程等を遵守し安全性に配慮して業務を遂行し得る能力を有する者を従事させること。
- (3) 派遣元は、派遣者に欠務が生じるときは直ちに QST に連絡するものとし、速やかに交代要員を派遣すること。

#### 16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

(要求者)

所 属：量子生命科学研究所 量子生命医工グループ 量子再生医工学研究チーム 主幹研究員  
氏 名：揚妻 正和